

件名	亀山市議会議員定数条例	議会事務局 議事調査室
----	-------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

平成17年1月の亀山市・関町の合併に伴う、亀山市・関町合併協議会の「議会議員の定数及び任期に関する小委員会」からの意見書には「合併の具体的な効果が生まれるような方策として、今後、改選時には更なる削減を望むものである」という意見が付されています。

平成の合併以前、またそれから以降、三重県下各市においては、議員定数の見直し、削減が行われており、現在では、津市、伊賀市を始めとする10市で定数削減が行われています。また、全国の各自治体においても、多くの自治体で議員定数の見直し、削減が行われているのが現状です。

一方、社会経済は依然不透明な状況であり、亀山市は、平成23年度に地方交付税の交付団体に転じ、中期財政見通しにおいても市税収入の増加が見込めず、市政運営が厳しさを増してきており、市当局も行財政改革大綱の見直しを行い、更なる財政の健全化に向けた取り組みを進めています。

そのような中、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）により、地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置の一つとして、地方公共団体の議会の議員定数について、上限数を人口に応じて定めている規定が撤廃され、議員定数は地方公共団体の判断に委ねられることになりました。

現在、市議会では、亀山市議会基本条例に基づき、さまざまな議会改革に取り組み、また、同条例第17条に規定する議員の定数については、議員定数条例の制定により運用が可能となります。

以上のような国の方針、他市の動向、亀山市の厳しい現状を勘案する中、市政の一翼を担う市議会の責務として、また、議会改革の一環として議員定数の削減を行うため、本条例を制定するものです。

2 制定内容

現在の議員定数 22 人を 4 人削減し、18 人とします。

3 その他

この条例は、この条例の公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行することとします。